

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

安田町は、町の中心部を流れる安田川流域に広がるまちであり、町の南側は太平洋に面し、沿岸漁業が行われ、安田川下流の平野部では古くから施設園芸を中心に農業が発展し、上流の中山間部では、ユズや自然薯などの露地栽培が盛んに行われ、清らかな伏流水を利用した醸造業などの製造業も町の代表的な産業となっている。

こうした豊かな自然環境とその資源に支えられ、第1次産業を基幹産業として発展してきたが、近年の国内外の経済情勢は不安定な状況が続き、食料品や日用品を取り扱う小売業をはじめ、町内の産業振興、地域経済にも大きな影響を及ぼしている。

また、人口減少や構造の変化により経済規模が縮小し、町の賑わいや地域経済の低下を招いている。

現在、町内には、116 事業所（令和元年経済センサスー基礎調査）があるが、郵便局や農業協同組合などの町内に本所（店）のない事業所を除けば、そのほとんどが中小企業であり、企業数は減少の一途をたどり、さらに人材不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町の地域経済の総合的な振興を図るため、事業所、団体等が行う地域経済振興対策等に係る補助事業を講じてきたが、根本的な解決には至っておらず、引き続き、町内中小企業の生産性の向上を図り、人材不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者への引き継ぎを可能とする取り組みを支援していくことが重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

安田町の産業は、農業、漁業、製造業、小売業などと多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

安田町の産業は、町南部の安田地区を中心に立地しているが、町北部の中山地区を含め、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

安田町の産業は、農業、漁業、製造業、小売業などと多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、町の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日から令和9年6月14日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。